

野消警指第7号
令和8年2月24日

(野田市尾崎 786-20)
川間台自治会
会長 矢野 博 様

野田市長 鈴木 有



行政財産使用許可書

令和8年2月12日付けで申請のありました行政財産の使用については、地方自治法第238条の4第7項及び野田市財産規則第23条第1号の規定により、次の条件を付して許可します。

- 1 使用を許可する行政財産の所在、種類及び数量
野田市尾崎811番地の28
公設川間40防火水槽用地の一部2. 7648㎡
- 2 使用の目的及び方法
一般廃棄物の集積所
- 3 使用期間
自 令和 8年 4月 1日
至 令和 9年 3月31日
- 4 使用料
野田市行政財産使用料条例第4条第2号の規定により免除
- 5 使用上の条件
 - (1) 使用者は、使用する行政財産（以下「使用財産」という。）について形質の変改をしてはならない。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りでない。
 - (2) 使用者は、本市の承認を受けないで許可から生ずる一切の権利義務を他人に譲渡することはできない。
 - (3) 使用者は、使用財産の衛生環境に特段の配慮を払い、定期的な除草及び清掃活動を施し、土壌汚染の防止に努めなければならない。
 - (4) 使用者は、使用財産に設置する集積箱が強風等により、人的被害及び事故に繋がらないように配慮しなければならない。なお、事故等が発生した際は、使用者が対応し解決すること。
- 6 使用許可の取消し又は変更
次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取

り消し又は変更することがある。

- (1) 使用財産を公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 許可条件に違反したとき。

7 原状回復

使用者は、使用期間が満了したとき、又は前項の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。

8 損害賠償

- (1) 使用者は、その責めに帰する理由により使用財産の全部若しくは一部を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、使用者は、この許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

9 光熱水費等の負担

使用者は、使用財産の維持保存のため通常必要とする経費のほか、使用財産の維持に付帯する電気料、電話料等の光熱水費等を負担しなければならない。

10 有益費等の請求権の放棄

使用許可の取消しが行われた場合において、使用者は、使用財産に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用を請求しないものとする。

11 疑義の決定

この条件に関して疑義のあるとき、その他使用財産について疑義を生じたときは、本市の決定するところによるものとする。

(野田市尾崎 786-20)
川間台自治会
会長 矢野 博 様

野田市長 鈴木 有



行政財産使用許可書

令和8年2月12日付けで申請のありました行政財産の使用については、地方自治法第238条の4第7項及び野田市財産規則第23条第1号の規定により、次の条件を付して許可します。

- 1 使用を許可する行政財産の所在、種類及び数量
野田市尾崎786番地の52
公設川間44防火水槽用地の一部
- 2 使用の目的及び方法
一般廃棄物の集積所
- 3 使用期間
自 令和 8年 4月 1日
至 令和 9年 3月31日
- 4 使用料
野田市行政財産使用料条例第4条第2号の規定により免除
- 5 使用上の条件
 - (1) 使用者は、使用する行政財産（以下「使用財産」という。）について形質の変改をしてはならない。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りでない。
 - (2) 使用者は、本市の承認を受けずに許可から生ずる一切の権利義務を他人に譲渡することはできない。
 - (3) 使用者は、使用財産の衛生環境に特段の配慮を払い、定期的な除草及び清掃活動を施し、土壌汚染の防止に努めなければならない。
 - (4) 使用者は、使用財産に設置する集積箱が強風等により、人的被害及び事故に繋がらないように配慮しなければならない。なお、事故等が発生した際は、使用者が対応し解決すること。
- 6 使用許可の取消し又は変更
次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取

り消し又は変更することがある。

- (1) 使用財産を公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 許可条件に違反したとき。

7 原状回復

使用者は、使用期間が満了したとき、又は前項の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。

8 損害賠償

- (1) 使用者は、その責めに帰する理由により使用財産の全部若しくは一部を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、使用者は、この許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

9 光熱水費等の負担

使用者は、使用財産の維持保存のため通常必要とする経費のほか、使用財産の維持に付帯する電気料、電話料等の光熱水費等を負担しなければならない。

10 有益費等の請求権の放棄

使用許可の取消しが行われた場合において、使用者は、使用財産に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用を請求しないものとする。

11 疑義の決定

この条件に関して疑義のあるとき、その他使用財産について疑義を生じたときは、本市の決定するところによるものとする。